

昭和56年5月31日以前に建築された

地震に備えていますか？



# 木造住宅の耐震化を支援します！（立川市）

## ◆ 対象となる住宅

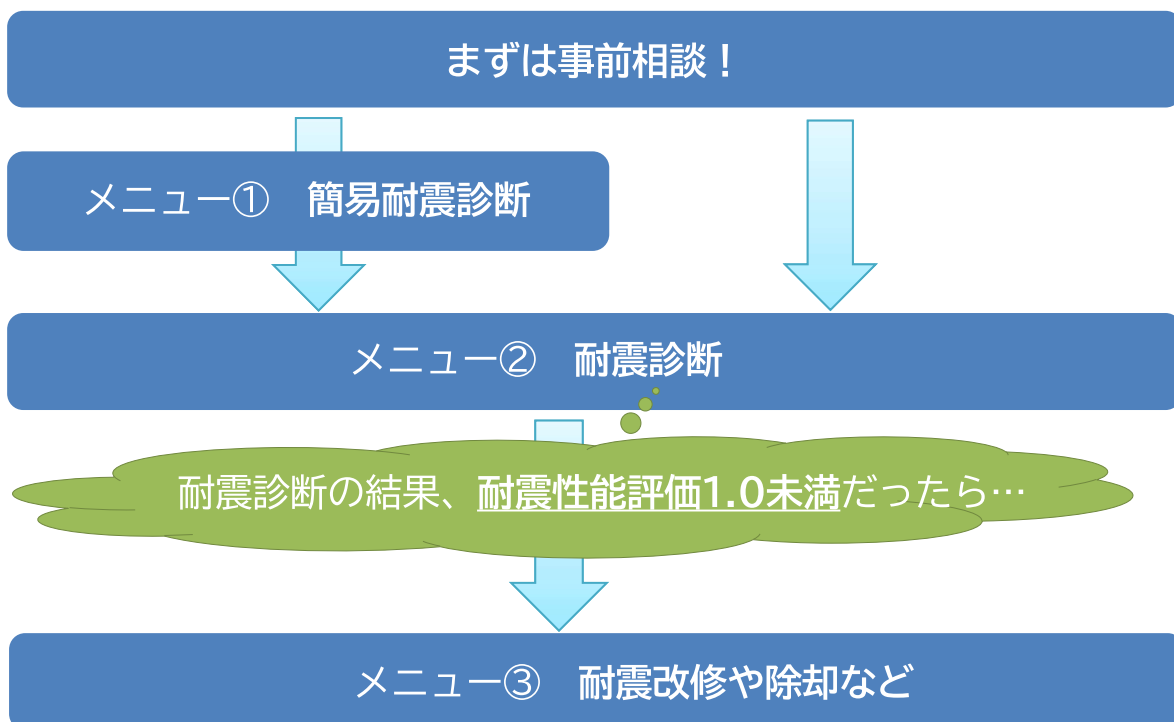
- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅※  
※耐震改修等については、メニュー②の耐震診断で耐震性能評価1.0未満の住宅
- ・戸建て・共同住宅・併用住宅（住宅部分が1/2以上）
- ・市内にある住宅
- ・市税に滞納がない所有者の住宅

## ◆ 助成メニュー

- ▶ メニュー① 簡易耐震診断
  - ・無料（市が専門家を派遣し目視で耐震性を確認）
- ▶ メニュー② 耐震診断
  - ・費用の1/2（上限10万円）
- ▶ メニュー③ 耐震改修等
  - ・耐震改修：
    - 補強設計費と工事監理費の合計額の1/2（上限10万円）
    - 耐震改修工事費の1/2（上限100万円）
  - ・建 替 え：対象住宅の除却費と新築費の合計額の1/2（上限100万円）
  - ・除 却：対象住宅の取り壊し費の1/2（上限 50万円）



## ◆ 制度利用の流れ



## ■利用のポイント

- ・まずは事前相談！
- ・申請を行った後に契約を！（契約後は対象外）
- ・耐震改修等は、市の助成を受けた耐震診断を受けないと使えません！
- ・予算に達し次第終了します。

## ■このような方におすすめ

- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に住んでいる
- ・地震時の安全性が不安
- ・親の家の耐震性が気になる

## ■よくあるご質問

Q. 古い家でも対象になるの？

A. 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅なら対象になります。

Q. まず何をすればいい？

A. 事前相談をお願いします。

Q. 耐震診断はどこ業者でもいいの？

A. 市や東京都が定めた建築事務所の診断が必要です。  
詳しくは市ホームページをご覧ください。

Q. 耐震改修したいんだけど、補強設計・工事監理の業者と、施工業者は一緒でもいいの？

A. 補強設計・工事監理の業者と、施工業者は別々の事業者としてください。  
同一の場合は助成を受けられません。

■制度の詳細はこちら  
(市のホームページ)



■お問い合わせ

立川市 住宅課  
住宅対策係

〒190-8666

立川市泉町1156-9

TEL：042-523-2111

内線2562